

公共的な入札に係る事業者及び事業者団体の実際の活動と独占禁止法の指針  
(入札ガイドライン)における違反等の参考例 ~ 抜粋 ~

1 受注者の選定に関する行為

(1) 原則として違反となるもの及びその留意事項

1-1 受注予定者の決定

事業者が共同して又は事業者団体が、入札に係る受注予定者又は受注予定者の選定方法を決定すること。

[ 留意事項 ~ 違反となるおそれが強い ]

1-1-1 受注意欲の情報交換等

入札に参加しようとする事業者が、当該入札について有する受注意欲、営業活動実績、対象物件に関連した受注実績等受注予定者の選定につながる情報について、それら事業者間で情報交換を行い、又はそれら事業者を構成員とする事業者団体が、かかる情報について、収集・提供し、著しくはそれら事業者間の情報交換を促進すること。

1-1-2 指名回数、受注実績等に関する情報の整理・提供

業者が共同して又は事業者団体が、過去の入札における個々の事業者の指名回数、受注実績等に関する情報を、今後の入札の受注予定者選定の優先順位に係る目安となるような形で整理し、入札に参加しようとする事業者に提供すること。

1-1-3 入札価格の調整

受注予定者以外の入札参加者が、受注予定者等から入札価格(入札価格の調整等)に関する連絡・指示等を受けた上で、受注予定者が受注できるようにそれぞれの入札価格を設定すること。

1-1-4 他の入札参加者等への利益供与

事業者が共同して又は事業者団体が、受注予定者に他の入札参加者等に対して業務発注、金銭支払等の利益供与をさせること。

1-1-5 受注予定者の決定への参加の要請、強要等

事業者が共同して又は事業者団体が、入札に参加を予定する事業者に対して、受注予定者の決定に参加するよう若しくは決定の内容に従うよう要請・強要等を行い、決定に参加、協力しない事業者に対して、取引拒絶、事業者間若しくは事業者団体の内部における差別的な取扱い等により入札への参加を妨害し、又は決定の内容に従わないで入札した事業者に対して、取引拒絶、事業者間若しくは事業者団体の内部における差別的な取扱い、金銭の支払等の不利益を課すこと。

(2) 違反となる恐れがあるもの

1-2 指名や入札参加予定に関する報告

事業者間で又は事業者団体が、各事業者に対して、指名競争入札に係る指名を受けたことや入札への参加の予定について報告を求めること。

<問題点>

このような行為は、受注予定者決定のために入札参加者を把握しようとして行われることが多く、このような場合には、受注予定者の決定に伴うものとして、問題となる。

1-3 共同企業体の組み合わせに関する情報交換

共同企業体により入札に参加しようとする事業者が、単体又は他の共同企業体により当該入札に参加しようとする事業者との間で、当該入札への参加のための共同企業体の結成に係る事業者の組合せに関して、情報交換を行い、又は事業者団体が、かかる情報交換を促進すること（4-9に該当するものを除く。）。

<問題点>

このような情報交換は、受注予定者決定のための情報交換に転化することが多く、このような場合には、受注予定者の決定につながるものとして、問題となる。また、事業者団体が、構成事業者に対して、事業者の組合せに関する指示や決定を行うことは、受注予定者の決定に伴うものとして問題となる場合があると同時に、構成事業者の機能又は活動を不当に制限するものとしてそれ自体独立で違反となる場合がある（法第8条第1項第4号）。

1-4 特別会費，賦課金等の徴収

事業者団体が、構成事業者から、入札による受注に応じた特別会費，賦課金等を徴収すること。

<問題点>

このような行為は、受注予定者の決定を円滑化するために行われることが多く、このような場合には、受注予定者の決定に伴うものとして、問題となる。

(3) 原則として違反とならないもの

1-5 発注者に対する入札参加意欲等の説明

1-6 自己の判断による入札辞退

## 2 入札価格に関する行為

### (1) 原則として違反となるもの及びその留意事項

#### 2-1 最低入札価格等の決定

事業者が共同して又は事業者団体が、入札に係る最低入札価格等を決定すること。

[ 留意事項～違反となるおそれが強い ]

#### 2-1-1 入札価格の情報交換等

入札に参加しようとする事業者が、当該入札での入札価格に関する情報について、それら事業者間で情報交換を行い、又はそれら事業者を構成員とする事業者団体が、かかる情報について、収集・提供し、若しくはそれら事業者間の情報交換を促進すること。

### (2) 違反となる恐れがあるもの

#### 2-2 入札の対象となる商品又は役務の価格水準に関する情報交換等

入札の対象となる商品又は役務の価格水準や価格動向に関する情報について、発注者からその予定価格の積算に資するための情報提供の依頼を受ける等して、当該入札に参加しようとする事業者間で情報交換を行い、又は事業者団体が、それら事業者との間で情報を収集・提供し、著しくはそれら事業者間の情報交換を促進すること。

< 問題点 >

このような情報の収集・提供、情報交換等は入札価格についての情報の収集・提供、情報交換等に転化することが多く、このような場合には、最低入札価格等の決定につながるものとして、問題となる。

また、提供される価格水準に関する情報を基礎に発注者が予定価格を算定することを認識する等しながら、事業者が共同して又は事業者団体が、商品又は役務の価格について発注者に情報提供する内容を決定することも、価格制限行為につながるものとして、問題となる。

### (3) 原則として違反とならないもの

#### 2-3 積算基準についての調査

#### 2-4 標準的な積算方法の作成等

## 3 受注数量に関する行為

### (1) 原則として違反となるもの及びその留意事項

#### 3-1 受注数量、割合等の決定

事業者が共同して又は事業者団体が、入札に係る受注の数量、割合等を決定すること。

### (2) 原則として違反とならないもの

#### 3-2 官公需受注実績等の概括的な公表

#### 4 情報の収集・提供，経営指導等

##### (1) 原則として違反となるもの及びその留意事項

[ 留意事項～違反となるおそれが強い ]

(受注予定者等の決定行為に関する留意事項)

- ・ 受注意欲の情報交換等 (1-1-1 前掲)
- ・ 指名回数受注実績等に関する情報の整理・提供 (1-1-2 前掲)

(最低入札価格等の決定行為に関する留意事項)

- ・ 入札価格の情報交換等 (2-1-1 前掲)

##### (2) 違反となる恐れがあるもの

4-1 指名や入札参加予定に関する報告 (1-2 前掲)

4-2 共同企業体の組合せに関する情報交換 (1-3 前掲)

4-3 入札の対象となる商品又は役務の価格水準に関する情報交換等 (2-2 前掲)

##### (3) 原則として違反とならないもの

4-4 入札に関する一般的な情報の収集・提供

4-5 官公需受注実績等の概括的な公表 (3-2 前掲)

4-6 平均的な経営指標の作成・提供

4-7 入札物件の内容・必要な技術力の程度等に関する情報の収集・提供

4-8 経常共同企業体の組合せに関する情報提供

4-9 共同企業体の相手方の選定のための情報聴取等

4-10 発注者に対する入札参加意欲等の説明 (1-5 前掲)

4-11 標準的な積算方法の作成等 (2-4 前掲)

4-12 経常共同企業体の運営に関する指針の作成・提供

4-13 積算基準についての調査 (2-3 前掲)

4-14 独占禁止法についての知識の普及活動

4-15 契約履行の必要性に関する啓蒙等

4-16 国，地方公共団体等に対する要望又は意見の表明

4-17 発注者に対する技術に関する情報の一般的な説明